

○檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金交付要綱

平成20年3月13日告示第41号

改正

平成22年4月1日告示第39号

平成26年6月20日告示第11号

平成28年6月10日告示第10号

令和元年6月3日告示第18号

令和2年8月21日告示第20号

令和3年5月1日告示第8号

檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町が目指す環境負荷の少ない循環型社会の実現及び災害に強いまちづくりに向けて、新エネルギーを利用したシステム（以下「システム」という。）の普及促進に鑑み、システムを設置する者（以下「補助対象者」という。）に対して行う補助金の交付に関し、檜葉町補助金等の交付等に関する規則（昭和63年檜葉町規則第4号。以下「規則」という。）の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「システム」とは、別表1に定めるもので、未使用のものをいう。

(補助金の交付等及び対象除外)

第3条 補助金の交付等については、この告示及び規則の定めるところによることとし、町長が予算の範囲内において、補助対象者一人につき第4条に規定する額を補助するものとする。

2 補助対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 自ら居住する又は居住しようとする町内の住宅にシステムを設置する者
- (2) 町税を完納している者
- (3) 申請年度又は前年度にシステムを設置した者。ただし、別表に定めるシステムに限る。
- (4) 檜葉町暴力団排除条例（平成26年檜葉町条例第9号）第2条第1号に規定する

暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者

3 補助対象者について、以前に同一の種類システムに対する町の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けた者は、補助対象者から除外する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請手続)

第5条 規則第4条の規定に基づき、補助金の交付を申請をしようとする者(以下「補助金申請者」という。)は、檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、提出期限は、申請年度の12月31日とする。

- (1) 檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置報告書(様式第2号)
- (2) システムの設置状況を確認できる写真
- (3) システムの設置に係る領収書の写し
- (4) システムの形状、規格、構造等が分かるパンフレット等
- (5) システムを設置する住宅の位置図
- (6) 住民票の写し(システムが設置された住宅への居住が確認できるものに限る。)
- (7) 建物所有者のシステム設置に係る承諾書(当該建物の所有権を有しない占有者が補助申請をする場合に限る。)
- (8) 電力事業者との電力受給契約確認書の写し又は余剰売電を行っていないことの申立書(太陽光発電システムを設置した場合に限る。)
- (9) 町税を滞納していないことを証した納税証明書
- (10) 確約書(申請者の住所が檜葉町以外の場合に限る。)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第6条 規則第5条の規定により通知する場合は、檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(実績報告等の併合)

第7条 第5条の交付申請は、規則第13条第1項に規定する実績報告と併合するものとする。

(補助金交付の請求)

第8条 補助金交付の決定の通知を受けた補助金申請者は、檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第9条 補助金申請者は、システムの法定耐用年数の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(情報の提供等)

第10条 町長は、補助を受けた者に対し、必要に応じ使用状況その他の情報の提供について協力を求めることができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行し、平成20年分の補助金から適用する。
- 2 檜葉町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成16年3月1日告示第8号)は、廃止する。
- 3 この告示の施行の日前に前項の規定による廃止前の檜葉町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定による補助金の交付を受けた者にかかる同要綱第13条及び第14条の規定の適用については、なお従前の例による。

別表1(第2条関係)

システム	内容	補助金の額
	住宅の屋根等に設置した太陽電池による発電設備であって、低圧配電線又は高圧配電線で連携し、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ(パワーコン	次に掲げる金額にシステムの最大出力を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。 (1) 町内で製造、又は加工(検査・品質保証を

<p>太陽光発電システム</p>	<p>ディショナを含む。)及び保護装置等で構成されたものをいい、次の要件を満たすものであることとする。</p> <p>(1) 太陽光電気モジュールの公称最大出力又はインバータ(パワーコンディショナを含む。)の定格出力のいずれかが10キロワット未満の太陽光発電システムであること。ただし、出力の値は小数点以下3桁以下は四捨五入とする。</p> <p>(2) 太陽光発電システムにより発電した電気が住宅において消費されること。</p>	<p>含む。)されたシステムの場合 100,000円</p> <p>(2) 前号以外のシステムの場合 60,000円</p> <p>2 前項におけるシステムの最大出力は、単位をキロワットで表示し、小数点以下3桁以下の値があるときは、3桁以下を四捨五入して得た額であって、出力が4キロワットを超えるものについては、4キロワットとする。</p>
<p>蓄電池</p>	<p>リチウムイオン電池(リチウム酸化及び還元的作用により電気を供給する蓄電池をいう。)に加え、インバータ等の電力変換装置を備えたシステムであり、次の要件を満たすものであることとする。</p> <p>(1) 蓄電容量が1キロワットアワー以上であること。</p>	<p>40,000円にシステムの最大出力を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。</p> <p>2 前項におけるシステムの最大出力は、単位をキロワットアワーで表示し、小数点以下3桁以下の値があるときは、3桁以下を四捨五入して得た額であって、出力が5キ</p>

		ロワットアワーを超えるものについては、5キロワットアワーとする。
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成される、電気及び熱を住宅に供給することを目的としたシステム	100,000円
電気自動車充電設備（V2Hシステム）	<p>電気自動車又はプラグインハイブリット自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用でき、自動車と住宅とで電力を相互に供給するシステムであり、次の要件を満たすものであることとする。</p> <p>（1）一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録をされている国庫補助事業の補助対象設備であること。</p> <p>（2）V2Hシステムを介して電気自動車等から供給される電力が住宅で消費されていること。</p>	100,000円

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

令和 年 月 日

檜葉町長 様

申請者 住所
氏名
連絡先

印

檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金交付申請書

檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請いたします。

記

システム設置場所		
総事業費	円 (うちシステム設置に係る経費 円)	
補助金等交付申請額	円	
事業の内容	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム(エネファーム) <input type="checkbox"/> 電気自動車充電設備(V2Hシステム)	
着手、完了日	着手	令和 年 月 日
	完了	令和 年 月 日
添付書類	1. 檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置報告書(第2号様式) 2. システムの設置状況を確認できる写真 3. システムの設置費に係る領収書の写し 4. システムの形状、規格、構造等が分かるパンフレット等 5. システムを設置する住宅の位置図 6. 住民票の写し 7. 建物所有者のシステム設置に係る承諾書 (当該建物の所有権を有しない占有者が補助申請をする場合に限る) 8. 電力事業者との電力受給契約確認書の写し又は余剰売電を行っていないことの申立書(太陽光発電システムに限る) 9. 町税を滞納していないことを証した納税証明書 10. 確約書(申請者の住所が檜葉町以外の場合に限る)	
摘要		

様式第2号（第5条関係）

第2号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

檜葉町長 様

所在地
販売事業者 名称
代表者
連絡先



檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置報告書

下記のとおり、システムを設置したので報告します。

記

・設置した機器及び規模等			
製造会社名		型式	
機器設置日	年 月 日（太陽光発電システムについては、電力受給開始日）		
設置機器の種類		規模等	
<input type="checkbox"/>	太陽光発電システム	W称最大出力値計 (小数点第3位を四捨五入)	× W 枚 kw
<input type="checkbox"/>	蓄電池	蓄電容量	kw
<input type="checkbox"/>	家庭用燃料電池システム (エネファーム)	発電出力	w
<input type="checkbox"/>	電気自動車等充給電設備 (V2Hシステム)	放電部出力電力	
機器の設置場所	<input type="checkbox"/> 申請者住所（所在地）と同じ <input type="checkbox"/> その他（ ）		
機器施工事業者	所在地（ ） 事業者名（ ）		
連絡先	<input type="checkbox"/> 販売事業者 <input type="checkbox"/> 施工事業者 <input type="checkbox"/> その他（ ） 担当者（ ） 電話番号（ ）		

様式第3号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

榑葉町指令 第 号

住 所
氏 名

榑葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金交付決定通知書
年 月 日付で交付申請のあった榑葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金については、下記の条件を付して、 年度において交付します。

年 月 日

榑葉町長

Ⓔ

記

補助金交付決定額 金 円

・補助金の交付条件

この事業の目的に反し、他に使用してはならない。

また、町長からシステムの使用状況その他の情報の提供について協力を求められたときは、これに従うものとする。

様式第4号（第8条関係）



様式第5号（第9条関係）

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

檜葉町長 様

申請者 住 所
氏 名

㊟

処分承認申請書

年度檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金で設置しましたシステムについて処分したいので、檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金交付要綱第9条の規定により処分承認申請書を提出いたします。

記

交 付 年 度	年度
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日 付 檜 葉 町 指 令 第 号
処 分 す る シ ス テ ム	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム <input type="checkbox"/> 電気自動車充電設備
シ ス テ ム の 設 置 箇 所	檜 葉 町 大 字 字 番 地
処 分 の 方 法	売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄 その他()
処 分 の 時 期	
処 分 の 理 由	